

びみ問題について

本市におけるびみ問題について、次のような質問が行われました。

質問：ごみの戸別収集有料化は、平成26年7月の全市実施に向けて市民に説明してきただと思つが、今定例会に条例提案しなかつたのはなぜか。

市長：市民説明会、パブリックコメント、また、市長選挙にて、多くの市民の方からご意見等をいただいた中においては、戸別収集・有料化の制度内容や本市のごみ行政の現状や課題について理解している人がまだ少ないと感じた。さらなる説明等が必要と判断し、今定例会での提案を見送った。

質問：実施時期を考えると、2月定例会での条例提案しかないと思つが、議会の決議もあり、市民の理解を得られていない中、また説明会をやるということか。

市長：有料化については、受け入れてもいいというご意見を多数いただいている。そうしたことも含めて検討し、今後、できるだけ早い時期に提案していきたいと考えている。

質問：市民には戸別収集と有料化を一緒にやることで、ごみが減ると説明してきただが、別の考えも含めて検討しているのか。

市長：戸別収集と有料化の実施時期も同時ということ以外に、選択肢の幅を持たせて検討しているところである。

質問：そうだと、実施時期も含めた、方針の転換をするということなのか。

市長：方針を変えるという点では、市民に対しては同時に実施するということの説明をしてきたので、その点については、審議会にも意見を聞きながら、最終的に結論を出していきたいと考えている。

可決した決議

議会は、12月10日の本会議において次の決議を行いました。

市民の請願・陳情権を守ることを確認することに関する決議

請願は憲法第16条に定められたとおり、「何人も平穩に請願する権利」として保障されていることを、我々議員も厳に自覚しなくてはならない。また、鎌倉市議会では従来より、陳情も請願と同様に扱い、市民の意見を真摯に傾聴することに努めている。

よって、改めて鎌倉市議会として議員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っていることを再確認するとともに、市民が安心して請願・陳情を提出できる環境に資することを決意する。

以上、決議する。

平成25年12月10日

鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

予防接種法に基づく健康被害者の速やかな救済を求める意見書

予防接種法に基づく予防接種を受けた者が、副反応により健康被害が生じた場合、市町村による給付を受けることができるといった予防接種健康被害救済制度がある。この制度は、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国が認定した場合に適用される。

今年4月に改定された予防接種法では、副反応報告制度を法律上に位置づけ、医療機関から厚生労働大臣への報告を義務化している。しかし、本市が申請した審査の実例を見ると、被害者が被害申請を出してから、審査結果に至るまで約1年6カ月もの期間がかかっており、この中でも、国における認定審査会による審査は、数年という長い期間を有する場合があることから、救済決定に至る期間の短縮化が求められているところである。

よって、市民の健康と安全を守るため、国・県においては、早期に下記の対策を講ずるよう要望する。

記

- 1 副反応被害者の立場を考慮し、速やかな救済制度体制の構築並びに相談事業の拡充を図ること。
- 2 予防接種と副反応の因果関係に関して、速やかな調査体制を構築するとともに、情報公開を行うこと。
- 3 任意接種による健康被害者も、定期接種に準ずる手続等申請の簡易化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

鎌倉市議会

要支援者への予防給付を市町村事業とすることに 関する意見書

9月4日、厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この方針を受け、全国の市町村議会からの意見書が上がったことや多くの関係者からの心配の意見を反映して、厚生労働省は11月14日の社会保障審議会介護保険部会に、「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続する」ことを提案した。しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%に当たり、要支援外の本質は変わっていない。「新しい地域支援事業」は、「市町村が地域の実情に応じて」行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。

しかし、その費用に、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階で適切なケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業を十分に進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者の訪問介護、通所介護などを保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じる。

よって、政府においては、要支援者への予防給付を市町村事業とせず、保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

鎌倉市議会

予算の編成について

本市における予算編成のあり方について、次のような質問が行われました。

質問：現在の本市の財政状況を客観的に比較する健全化判断比率として四つの指標がある。このうち、平成24年度の実質公債費比率及び将来負担比率の2指標からは、本市の財政状況が早期に健全化を図らなければならぬ基準には達していないと判断できる。

ただ、財政の自由度を図る指標の一つである経常収支比率は年々悪化しており、財政の硬直化が進んでいる状況にあると思う。

質問：今回全ての部に導入することになった包括予算制度(※)について、各部での予算編成の方法を聞きたい。

例えば災害対策など、市の基本方針として優先度の高い事業がある部局の場合、まずはそれを優先し、他の部分を削減していくことになるのか。

同部長：新たな課題に対して投入できる財源は、ある程度は別々に設けているが、ご質問のように、各部局でそのようなやりくりを行うケースも現実的には出てくるものと考えている。

この制度のポイントとして、既存の経費のやりくりの中で工夫・見直しをしながら余力が出にくいところがあるが、逆に、工夫次第でいろいろな事業に取り組んでいける制度であると考えている。

決して職員の方々のやる気をそぐような制度運用はして

はならないと考える。

質問：そうはいっても扶助費等の待ったなしの部分や、市の基本方針として災害対策など各分野にまたがる事業がある中では、ある意味トツダワンの予算編成になる可能性があり、新たな事業に対する職員の知恵やアイデアが生まれてこないと感じるがどうか。

市長：年々扶助費が増加する中、新たな施策に対する予算を見いだせない状況であり、これまでの延長線上でいけば新たなことを行うことは非常に難しい。

そのような状況において、本制度は、各部局で事業の優先度について議論を尽くした上で予算の組み替えを行ったり、各事業に係る人員を見直す中で新たに財源を創出し新たな施策を行うなど、多様なアイデアを生み出すための仕組みとなることを考えている。

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局
議事調査担当
電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像 公開中です!

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています(録画映像も見ることができます)。

鎌倉市議会ホームページは こちら!

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>

または、

鎌倉市議会

検索